

平成 26 年度地方独立行政法人北海道立総合研究機構の財務諸表に係る

知事の承認に関する評価委員会意見について

## 1 法的根拠

地方独立行政法人法第 34 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「法人」という。）は、財務諸表を当該事業年度の終了後 3 ヶ月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。また、同第 3 項の規定に基づき、知事は承認に先立ち、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。

## 2 評価委員会の意見

財務諸表について、合规性の遵守、表示内容の適正性等について、各種数値の確認や法人からのヒアリングを経て、審議を行った結果、試験研究部会としては、「特に意見なし」との結論に至った。

(案)

平成27年 月 日

北海道知事 高橋 はるみ 様

北海道地方独立行政法人評価委員会  
委員長 北野 邦尋

地方独立行政法人北海道立総合研究機構の平成26年度財務諸表の承認に係る意見に  
ついて

このことについて、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第34条第3項の規定に基  
づく北海道地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりです。

記  
意見なし